平成十六年内閣府令第七十五号

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十八 号)第一条において準用する自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百三十六条第三項及び第百四十二条の規定に基づき、並びに武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第十四条第一項の規定を実施するため、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則を次のように定める。

(特定合衆国軍隊の行為に伴う損失の補償の申請)

- 第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年 法律第百十三号)第十四条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない
- 2 前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

(公用令書及び公用取消令書の様式)

第二条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十八号。次条において「令」という。)第一条において準用する自衛隊法施行令第百三十六条第三項に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第五号のとおりとする。

(土地の使用等に伴う損失補償申請書の様式)

第三条 令第一条において読み替えて準用する自衛隊法施行令第百三十七条第一項に規定する損失補償申請書の様式は、別記様式第六号の とおりとする。

附 則

この府令は、平成十六年九月十七日から施行する。

附 則 (平成一九年八月二〇日防衛省令第九号)

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十号)の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二五日防衛省令第七号)

この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年三月二十九日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二六日防衛省令第四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月二九日防衛省令第一号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第一号 (第一条関係)

損 失 補 償 申 請 書

請 求 額 : 円

内 訳 : 損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。

上記請求額を、下記の理由により申請する。

記

請求理由

- 1 損失の発生した日時又は期間
- 2 損失の発生した区域又は場所
- 3 損失の内容

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人については、その名称及び代表者)

別記様式第二号(第二条関係)

別記様式第二号 (第二条関係)

	第	長	<u>.</u>					
			公	F		}	書	
				(土	地・家屋の使 住 氏	用) 所 名		
					氏		oいては、その	名称)
	武力协	較重能等	医及形存 立名	:	こけるアメリュ		軍隊の行動に	,
							土地	
)	を施する!	措置に関	関する法律第	315条第1	. 頃の規定に碁	基づき、次 ∅	ンとおり を 家屋	使用する。
		年	月	目	処分者			印
ſ					- 2月旬			<u> </u>
	種	類						
	範	囲						
	所在す	る場所						
	使用す	る期間						
	使用す	る理由						
	備	考						
L								_

別記様式第三号(第二条関係)

別記様式第三号(第二条関係)

	第	号					
			公	用	令	書	
				(立木等)	の移転・処分)	
					住 所		
						法人については、そ	の夕 私)
					(伝入に グバくは、て	V / 石 小/ /
	武力攻	擊事態等及	び存立危機	後事態におけ	るアメリカ合	衆国等の軍隊の行動	に伴い我が国が
4	自体士ス	世界に則す	て辻油第1	5 冬笠の西	の坦字に甘べ	き、次のとおり立木	移転 等を する。
Ŧ	を肥りる:	1日 旦 に 関 9	る伝拝男Ⅰ	. 3 米弗 2 垻(// 祝化に基づ	さ、妖いこわり丛小	寺を りる。 - 処分
							, = , 0
		年	月	日			
		+	月	Н	処分者		印
	Ţ				2 • -		
	立木等の)種類・数量					
	所 在 🤅	する場所					
	4岁市	知八の由家					
		処分の内容					
	移転・処	1分する理由					
	備	考					
	<u> </u>		I.				

別記様式第四号 (第二条関係)

	第	号				_	
			公	用 (家屋	令 の形状変更)	書	
					住 氏 名		- 54)
					(∤∄	と人については、そ	の名称)
ᢖ	武力を	攻撃事態等及 る措置に関す	び存立危機 る法律第1	集事態におけ 5条第3項	るアメリカ合衆 の規定に基づき	で国等の軍隊の行動 を、次のとおり家屋	に伴い我が国が の形状を変更す
	5.						
		年	月	日			
					処分者		印
							1
	所 在	する場所					
	形状	変更の内容					
	形状雾	ご更する理由		<u> </u>		<u> </u>	
	備	考					
			•				

別記様式第五号(第二条関係)

別記様式第五号 (第二条関係)

	第	号	公	用	取	消	令	書				
						住氏	所 名 (法人)	こついては	、その名	3称)		
셤		撃事態等及 措置に関す	第	15条第	1項]が 日
)) に係る くりカ合	祖皇に関う る処分を次 衆国等の軍 えて準用す	第 のとおり取 3隊の行動!	1 5 条第 なり消した こ伴い我	3項 たので、 が国が3	武力攻を施する	「撃事態等 活躍に関	を 及び存立 とはまる はは	危機事態 施行会第	系 に お き 1 条	ける	ア
		年	月	日								
						処分者					印	
	取り消し	た処分の内容										
	備	考										

別記様式第六号(第三条関係)

別記様式第六号(第三条関係)

